国立大学法人電気通信大学における懲戒処分の公表基準

平成18年10月18日 改正 平成28年 6月22日

1 目的

国立大学法人電気通信大学における懲戒処分事案を公表することにより、大学運営の 透明性を確保するとともに、職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資す ることを目的とする。

2 公表の対象とする懲戒処分事案

国立大学法人電気通信大学長の任命に係る職員に対し懲戒処分を行った事案で、次のいずれかに該当するときは、公表する。

- (1) 職務遂行上の行為若しくはこれに関連する行為に係る懲戒処分又は国立大学法人電気通信大学倫理規程に違反したことを理由とした懲戒処分
- (2) 前号に規定する懲戒処分以外の懲戒処分のうち、停職、諭旨解雇又は懲戒解雇
- 3 公表する内容

懲戒処分を行った事案について公表する内容は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 公表する内容は、事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、職名等の被処分者の属性に関する情報とし、氏名を含まないこととする。ただし、当該事案の社会的影響、処分量定、被処分者の職責等を考慮し相当であると認める場合は、氏名を公表することができる。
- (2) 前号にかかわらず、研究活動における不正行為に係る事案及び研究費等の不正使用 に係る事案の場合は、事案の概要、処分量定、処分年月日、所属、職名及び氏名を公 表する。ただし、当該事案の社会的影響、処分量定等を考慮し相当であると認める場 合は、氏名を非公表とすることができる。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等に おいては、公表内容の一部又は全部を公表しないことがある。

5 公表の時期及び方法

上記2の懲戒処分事案については処分発令後、速やかに公表する。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表する。公表の方法は、原則として所属の記者クラブへの資料配付による。なお、特に社会的影響の大きい事案など重大な事案については、記者会見を行う。